

食品表示法対応成分表示セット

食品表示法が施行され加工食品については、平成32年3月末までに新たな表示ラベルが必要になります。
ご準備はお済みでしょうか？

★従来の栄養成分表示は、次のように変更になります。

旧	栄養成分表示 100g当たり	新	栄養成分表示 100g当たり
	熱量 280kcal		熱量 280kcal
	たんぱく質 20g		たんぱく質 20g
	脂質 20g		脂質 20g
	炭水化物 5g		炭水化物 5g
	ナトリウム 600mg		食塩相当量 1.5g

義務表示項目はナトリウムに代えて、食塩相当量での表示となります。

義務表示5項目セット



弊社では、食品表示法対応のお得なセットをご用意しております！
是非、この機会にご検討頂き、ご利用くださいませ。

義務表示セット価格 ¥19,440 (税込)



栄養成分表示 (100ml 当たり)	
熱量	〇〇〇kcal
たんぱく質	〇〇〇g
脂質	〇〇〇g
炭水化物	〇〇〇g
食塩相当量	〇〇〇g

義務表示5項目の検査をご希望の方に最適！

熱量 たんぱく質 脂質 炭水化物 食塩相当量

※炭水化物を算定するためには水分・灰分の分析が必要ですが、この2項目は無料で行います。

◎次の項目の検査も承っておりますので、お気軽にお問い合わせください！

食物繊維・飽和脂肪酸・トランス脂肪酸ビタミン類
ミネラル類(カリウム カルシウムなど)・コレステロール他



「栄養成分表示」が義務化されました



平成 27 年 4 月 1 日より、食品の表示について定めた「食品表示法」の施行に伴い、栄養成分の表示基準が定められました。消費者向けとして、予め包装された全ての加工食品と添加物に栄養成分を表示することが原則として義務化されています。(業務用の加工食品は除く)

食品表示基準へ適合するための猶予期間は、加工食品と添加物は平成 32 年 3 月 31 日までとなっています。

【よくあるご質問】

Q : 検査に必要な量はどれくらいですか？

A : 200 g 必要となります。(可食部)

Q : 公衛検では、他にどんな食品検査ができますか？

A : 賞味期限設定試験、衛生管理に伴う拭き取り検査、食中毒菌の微生物検査なども行っております。お気軽に公衛検までお問い合わせください。

Q : 検査結果を早く知りたいのですが、出来ますか？

A : ご希望により、速報のご連絡も致しますので、検査のお申し込み時にお申し出下さい。



一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター

〒500-8148 岐阜県岐阜市曙町 4-6
TEL : 058-247-1300(代表)
FAX : 058-248-0229
<http://www.koeiken.or.jp/>

営業担当 : 渡辺 泉 分析担当 : 大森 雄太
TEL:058-247-1304(直通) TEL: 058-247-3103(直通)

詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

岐阜 検査

検索

お電話でのお問い合わせ・ご注文は

TEL.058-247-1300